

○倉敷市歴史資料の利用に関する要綱

令和2年4月1日

告示第178号

改正 令和3年4月28日告示第327号

(趣旨)

第1条 この要綱は、総務局総務部総務課歴史資料整備室（以下「歴史資料整備室」という。）において収集し、保管する資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用)

第2条 資料の利用は、閲覧、写しの交付又は撮影の方法により行うものとし、歴史資料整備室の業務の遂行に支障が生じない範囲でこれを認めるものとする。

2 資料の貸出しは、原則として行わない。ただし、貸出しが特に必要であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 資料の利用を申し込むことができる時間は、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 資料を利用に供さない日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日まで

(利用の許可)

第3条 資料を利用しようとする者は、所定の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 同時に利用を申し込むことができる資料は、10点までとする。ただし、写真及びフィルムにあつては30点までとする。

(利用方法)

第4条 資料を利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歴史資料整備室の職員の指定する場所で行うこと。

(2) 資料を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 筆記に際しては鉛筆又はシャープペンシルを使用し、インク等は使用しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員が指示した事項

(費用負担)

第5条 資料の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に要する費用として別表に掲げる費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、写しの交付に要する費用を免除するものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員の職務遂行上の申請があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(利用の制限)

第6条 次に掲げる資料は、利用に供しないものとする。ただし、当該資料が作成又は取得されてからの時の経過その他の事情を勘案して、利用に供することが適当と市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 事務処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過しない資料であって、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条各号に規定する情報が記録されている公文書

(2) 事務処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過した資料であって、倉敷市情報公開条例第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号又は第7号ア若しくはオに規定する情報が記録されているもの

(3) 整理及び目録の作成が終了していないもの

(4) 劣化その他保存上の理由により利用に供することが不適当なもの

(5) 寄贈又は寄託を受けた資料で、利用に供しない旨の条件が付されているもの

(利用者の責任)

第7条 資料を利用する者（以下「利用者」という。）は、資料に含まれる情報を利用することによって著作権その他の第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、資料を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 利用者は、その成果を第3条の申請書に記載された目的以外の目的に使用してはならない。

(出版等)

第10条 利用者は、利用した資料(資料の内容、交付された写し又は撮影による画像を含む。以下この条において同じ。)を出版、放送、展示その他の方法により公にしようとするときは、所定の申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 利用者は、前項の許可を受けた資料を出版、放送、展示その他の方法により公にするときは、当該資料の所有者その他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

3 利用者は、第1項の許可を受けた資料を出版、放送、展示その他の方法により公にしたときは、出版物その他当該資料を公にしたことが分かるものを市長に1部提出しなければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、第3条の許可を受けた者がこの要綱に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、資料の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月28日告示第327号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第5条関係)

使用紙サイズ	使用複写機等	金額(1面)
日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下この表において同じ。)B列5番からA列3番まで	普通紙複写機(乾式)	10円
	カラー複写機	50円
	マイクロフィルムリーダープリンター	10円
日本産業規格A列2番からA列0番まで	普通紙複写機(乾式)	100円